

※入札公告を必ず確認してください。(海老名市ホームページに掲載しています)

入札案件概要書 (コンサル)

契約番号 : 8403

件名	防災行政無線(同報系)更新工事基本設計業務委託	
履行場所	海老名市内ほか	
期間	令和8年6月4日 ~ 令和9年3月31日	
契約の内容等	別紙 仕様書等 のとおり	
予定価格	8,498,930 円(税込)	7,726,300 円(税抜)
最低制限価格	有り(開札後算定型) 詳細は海老名市最低制限価格等取扱基準及び入札説明書等を参照してください。	
落札候補者の入札金額が、調査基準価格(50%)未満の場合 ※ただし、予定価格(税込)100万円以下の案件は除く。	低入札履行確認調査を実施します。詳細は低入札による履行確認調査取扱基準を参照してください。 契約締結にあたっての制限等 ○ 前払金額の制限 契約金額の15%以内(海老名市契約規則により、前払金が適用となる場合に限りませす。)※前払金の上限金額は5,000万円以下 ○ 業務主任者及び管理技術者の他案件(本市入札案件)との兼任不可 契約保証 契約金額の30%以上に相当する次のいずれかの手続きが必要です。 ※現金納付及び実績による免除はありません。 (ア) 金融機関又は保証事業会社の保証 (イ) 公共工事履行保証証券による保証 (履行ボンド) (ウ) 履行保証保険契約の締結 (定額てん補)	
入札方法等	条件付一般競争入札(電子入札)	
質疑 (仕様等に関する事項)	所定の書式により、FAXで受け付けます。 電子入札システムの機能は使用しないでください。	

参加条件	営業種目	344 電気・電子	
	発注区分 区分の詳細は入札公告で確認してください。	第4区分	第1・第2区分の入札に初めて参加する場合は、営業実態調査票及び認定書の写しを提出してください。
	その他の要件	○管理技術者及び業務主任者は次のいずれかの資格を有する者を配置すること。 ・技術士(電気電子部門) ・RCCM(電気電子) ○平成28年4月1日以降、地方公共団体が発注したデジタル同報系防災行政無線システムの履行実績を有しており、該当案件をテクリスに登録をしていること(元請に限る)	
	落札数制限	なし	
配置技術者について	本案件に配置する技術者等は、同じ開札日の他の案件に配置できません。		
事前提出書類 (システム添付)	参加資格確認申請時にファイルを添付してください。 <u>ファイルは一つにまとめてください。</u> ○「履行実績等調書」(本概要書添付の調書を使用、次の書類を併せて提出) ・履行実績を確認できる書類(テクリスの写し等)		

**落札候補者が
提出する書類**
(FAX046-232-6574)

開札後、落札候補者は次の書類をFAXで提出してください。
(落札候補者決定の翌開庁日午前10時まで。詳細は開札後FAXで通知します。)
○委託業務主任者等選任届 及び 資格等 及び3ヵ月以上の雇用を確認できる書類

防災行政無線（同報系）更新工事基本設計業務委託 仕様書

1 件名

防災行政無線（同報系）更新工事基本設計業務委託

2 契約期間

令和8年6月4日から令和9年3月31日まで

3 施設の設置場所

海老名市内ほか

4 業務の目的

デジタル防災行政無線（同報系）の更新にあたり、最適な無線システム構築のため、机上設計、回線設計を行い、その結果に基づき基本設計を策定する。

5 整備概要

デジタル同報系設備

- | | |
|-----------------|-------------|
| (1) デジタル同報系親局設備 | 1局 |
| (2) 遠隔制御装置設備 | 1局 |
| (3) 再送信子局設備 | 1局 |
| (4) 屋外拡声子局設備 | 138局 |
| (5) アンサーバック装置 | 適宜(必要に応じ検討) |
| (6) 戸別受信機設備 | 適宜(必要に応じ検討) |

※ただし設備、機器類の設置場所、機器仕様、数量については、打ち合せの上決定するものとする。

※現状の情報伝達手段に加えて、新たな連携手段も検討する

6 関連法規等

本業務の実施にあたっては、本仕様書に定めるもののほか、次の関連法規に従って行うものとする。

- (1) 電波法及び同法関連規則
- (2) 道路交通法・道路法及び同法関連規則及び告示
- (3) 総務省市町村デジタル同報通信システム標準規格（ARIB STD-T115）
- (4) 建築基準法・同法施行令及び同法関連規則
- (5) 日本工業規格（JIS）
- (6) 日本電気工業会規格（JEM）
- (7) 海老名市地域防災計画
- (8) 海老名市諸規則
- (9) その他、業務の実施にあたり必要な関連法規等

7 請負条件

- (1) 過去10年以内に元請として、デジタル同報系防災行政無線システムの設計実績があり業務を完了していること。
- (2) 「受託者」は必ず、テクリスの証明書の写しを提出すること。

8 実験設備

本業務に使用する実験局は、電波法省令第6条により、受託者が総務省より直接免許を受けた局且つ自社所有であること。

「受託者」は必ず、実験局の免許状の写しを提出すること。

9 管理技術者・業務主任者

- (1) 「受託者」は、建設コンサルタントの電気電子部門に登録された業者であり、契約締結後、技術者の配置にあたり、直接的かつ恒常的な雇用関係(半年以上)を証明する次のいずれかの書類を「発注者」に提出すること。
 - ① 社員証等の会社名が明記してあるものの写し
 - ② 住民税特別徴収税額通知書の写し
 - ③ 雇用保険被保険者証の写し
 - ④ その他、公的機関が発行した雇用関係を証明できるもの
- (2) 管理技術者は、技術士(電気・電子部門)またはRCCM(電気・電子部門)の資格を有する技術者でなければならない。
- (3) 業務主任者は、技術士(電気・電子部門)またはRCCM(電気・電子部門)の資格を有する技術者でなければならない。なお、管理技術者と業務主任者の兼務は認めない。
- (4) 配置する技術者は、証明書(免許証、資格証)の写しを提出すること。

10 提出書類等

受託者は、業務着手時に以下の書類を業務担当課に提出し、発注者の承認を得るものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務工程表
- (3) 管理技術者届
- (4) 担当技術者届
- (5) 業務計画書
- (6) 打合せ計画
- (7) 成果品の内容、部数
- (8) その他発注者が必要とする書類

11 諸手続

本調査に必要な諸手続は受託者が行うものとする。また、手続きの必要な地域、施設、建物等に立ち入る必要がある場合は、事前に発注者と協議の上、所定の手続きを行うものとする

1.2 再委託

業務の主たる部分の調査及び設計業務の処理を第三者に再委託し、又は請負わせてはならない。主たる業務とは以下のものとする。

- (1) 設計業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等
- (2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断

1.3 制限事項

受託者は、本業務が対象とする施設の整備工事入札に参加できないものとする。

1.4 損害賠償

本業務の遂行にあたり、第三者の施設などに損傷を与えた場合には、直ちに発注者に報告するとともに、受託者の責任において速やかに処理を行うものとする。

1.5 成果品の権利

本業務により作成した成果品の著作権、特許権、使用権等の諸権利は、発注者に属するものとする。また発注者の承諾を受けずに他に公表、貸与又は使用してはならない。

1.6 秘密の保持

受託者は、本業務にあたり、発注者からの提供又は業務履行上において収集した情報及び資料等を、発注者の承認を得ずに第三者に漏らしてはならない。また、本業務完了後においても同様とする

1.7 仕様書の疑義等

仕様書の記載内容について疑義が生じた場合は、発注者と協議して取り決めるものとし、受注者の一方的な解釈で業務を実施してはならない。協議において取り決められた事項は、本仕様書に優先する。

また、明示していない事項で当然実施しなければならないものについては、受託者の責任で実施するものとする。

1.8 調査業務

(1) 調査項目

庁舎建物や設備設置の状況等を調査し、劣化等により補修又は取替えの可否を調査し、また、機器配置予定箇所や配線ルート、電源接続箇所等工事設計で必要な調査を行ない、既設設備の把握及び新設設備を設置する箇所の情報を収集し、整理するものとする。なお、調査項目及び内容は、次の通りとする。

① 打合せ及び調整

本業務の遂行に当たっては、節目となる時期に打合せを行なうものとするが、

必要に応じて随時実施するものとする。また、発注者側に対して、検討内容の説明会を実施するものとする。

② 回線検討

親局及び再送信子局等から各屋外拡声子局間の無線回線品質の確認を行なうために、電波伝搬シミュレーションを実施するものとする。

③ 親局（市役所）、遠隔制御装置の庁舎内機器設置場所調査

無線装置、操作卓、地図表示盤、遠隔制御装置等の機器設置場所、空中線柱の設置状況、配線・配管、電気系統等について調査を行う。

ア 無線室内の機器配置

イ 空中線の設置場所

④ 遠隔制御装置設置場所調査

遠隔制御装置の機器の設置場所について調査する。

⑤ 再送信子局設置場所調査（回線設計の結果、必要に応じ実施）

再送信子局設置場所の選定にあたっては、電波伝搬状況、電源の確保等を考慮し、設置場所の調査を行うものとし、極力、委託者が所有する土地または施設を選択する。

⑥ 屋外拡声子局の現地状況調査（必要に応じ、候補地を調査して施工図を作成）

屋外拡声子局の設置場所、スピーカ（種類・数量・指向方向）、空中線（種類・指向方向）について調査する。

また、既設屋外拡声子局柱の現状を確認し、子局柱流用の協議を行なう。

⑦ 戸別受信機（必要に応じ、調査して施工図を作成）

(2) 調査内容

① 机上検討

事前検討を行い発注者に調査方針及び方法を技術検討報告書（基地局検討、回線設計、エリアシミュレーション、子局設置場所等）に基づき、十分説明し承諾を得るものとする。作成資料は以下のものとする。

ア 机上検討結果報告書

イ エリアシミュレーション

行政区域地図に受信状況の電界強度分布を色分けし表示させること。

ウ 発注者が現在運用しているデジタル防災行政無線設備における必須機能と、地勢を鑑み新たに整備したい機能について、発注者からヒアリングを行い整理する。

② 音響伝達エリア検討

屋外拡声子局の設置場所、スピーカ（種類・数量・指向方向）について調査を行い、既設子局配置を考慮して、屋外拡声子局の音達エリアについて最適となるよう音達伝達エリア設計を行うこと。

③ 庁舎内機器設置場所調査

親局、操作卓、遠隔制御装置等の機器の設置場所並びに空中線柱の建柱、その他必要事項について調査する。

- ④ 屋外拡声子局の現地状況調査
屋外拡声子局の建柱予定場所にあたっては、電波伝搬、音響伝搬の状況を考慮して調査すること。
 - ⑤ 総合通信局との協議資料の作成と支援
総務省関東総合通信局との協議用資料に必要な資料の案を作成すること。
また、必要に応じ関東総合通信局に対して的確なヒヤリング等の対応が行えること。
- (3) 提出資料
調査結果として、下記の資料をそれぞれ2部提出すること。
- ① 庁舎内設置場所図
 - ② 屋外拡声子局設置予定場所図
 - ③ 屋外拡声子局音達エリア図
 - ④ その他、発注者が必要とする資料

1.9 設計仕様

- (1) 基本設計項目
基本設計項目は、次のとおりとする。
- ① 実施設計書、概算積算書、簡易工事図面
 - ② 無線局設置計画書(案) (総合通信局協議用)
- (2) 施設の基本条件及び規格
- ① 最新の技術動向の変化等を踏まえ発注者の指示により、設計条件の変更等を行なう場合がある。
 - ② 整備及び運用について適切な機能と構造等となるよう考慮すること。
 - ③ ネットワークを構成する通信設備は、操作性、利便性及び保守性に優れた配置等を考慮すること。
 - ④ 新しいシステムを考慮して、拡張機能に対応しうるものであること。
 - ⑤ 費用については、初期導入費用及びランニングコストを併せたトータルコストが最少となるよう考慮すること。
- (3) システムの構成
- ① 防災行政無線同報系の構成の検討
計画概要及び第2章に規定する調査結果を踏まえ、システム並びに機器の構成を検討すること。但し、システム、機器構成等に変更を要する事態が生じたときは、事由を説明のうえ、発注者の承諾を得るものとする。
- ア 導入する無線方式
総務省市町村デジタル同報通信システム標準規格 (ARIB STD-T115) にて、最適な無線方式を選定すること。
- イ 併用の検討
スムーズな移行ができるように構成を検討すること。

- ウ 全国瞬時警報システム（J－ALERT）受信機の接続検討
全国瞬時警報システム（J－ALERT）受信機の自動起動接続の接続について検討すること。
- エ 防災・災害 情報の多元的配信の検討
現在の運用状況を踏まえつつ関係機関との協議の上、システム間の連携を円滑かつ容易に行えるシステムの検討を行うこと。連携メディアへの情報伝達は、原則自動で行うことができるように検討すること。
- オ 警報や注意報など、避難勧告等に関わる情報の一元化の検討
J-ALERT や観測所等の情報は、避難情報レベル（平常値／避難準備情報／避難勧告／避難指示）を判定するために情報を一元化し、発令推奨エリア及び開設すべき避難所を自動的に選定できるように検討すること。
- カ 停電対策の検討
停電時における非常時の電源設備対策を検討すること。
- ② オプション機器
機器及び効果について説明を行い、発注者と協議のうえ決定すること。
- ③ 屋外拡声子局
 - ア 設置予定場所
電波伝搬状況、音響伝搬、用地、施設の状況を考慮して設計を行なうこと。
 - イ 空中線柱の種別
スピーカ、アンテナ等の搭載機器の風圧面積、重量に対して十分な強度と設置場所の特性に応じた地上高を持つものとする。
 - ウ スピーカの選定
設置場所の特性に応じたスピーカの種類、スピーカの本数、スピーカの定格入力を選定すること。
 - エ アンテナの型式の選定
電波伝搬状況、設置場所の特性に応じたアンテナ形式を選定すること。
- ④ 戸別受信機
必要に応じて設置方針の検討を行うこと。
- (4) 実施設計仕様書の作成
現地調査やシステム構成の検討結果に基づき、システムの構成に必要な、親局及び屋外拡声子局の機器仕様を検討し、実施設計仕様書を作成する。
- (5) 積算書の作成
整備費用概算積算書（設計書）の作成等を行なうこと。
- (6) 無線局設置計画書の作成
回線設計（机上検討資料）を基に無線局設置計画書の案を作成すること。
- (7) 設計図書の提出期限
業務委託期間内とする。
必要に応じて、最終設計図書の提出に先立ち、概略積算書を提出すること。

(8) 設計図書の提出部数

下記の資料をそれぞれ2部提出すること。

① 基本設計書

ア 実施設計仕様書

イ 概算積算書

ウ 無線局設置計画書(案) (総合通信局協議用)

② 国庫補助申請に係る機器構成及び経費内訳資料

③ その他、発注者が必要とする資料

20 その他

- (1) 業務の遂行にあたっては発注者の監督職員と緊密な連絡を取り、円滑な推進を図ること。また、調査設計に必要な資料は発注者が貸与するものとする。
- (2) 業務の実施に伴い必要とされる設備機器等は、受託者の負担で用意すること。
- (3) 業務に従事する技術者は、十分な経験と能力を有する者であること。
- (4) 調査設計過程で本仕様以外に、法改正若しくは計画に影響を及ぼす環境変化が生じると予測される状況となった場合においては、調査内容及び方法を含め随時実現性のある計画に修正すること。

海老名市役所環境方針

基本理念

海老名市は、昔から自然豊かな田園地帯として栄えてきたまちです。しかし、首都近郊という立地条件に恵まれ都市化が進んできた結果、産業の集積や利便性の高い生活の営みが、良好な生活・自然環境に大きな負荷を与える要因にもなっています。

海老名市役所は、未来の世代に住みやすい「ふるさと」を手渡すために、市民の身近な環境問題から地球的規模につながる環境問題に取り組み、継続的な改善及び汚染の予防に努め、人と自然が共生し持続的発展が可能なまちづくりを目指します。

基本方針

この基本理念に基づき、市が行う各種事務事業の執行について、関連する環境法規制、協定及びその他の同意事項を順守し、環境負荷を最小限に抑えるとともに、環境に有益な影響を及ぼす事業を積極的に推進します。

また、市民等の利害関係者の環境問題に関わる要望、意見のうち可能なものを市の環境活動に反映させるほか、国及び県その他の組織等から市に伝えられる環境関連情報、市が収集・分析した情報及び市が環境関連政策として発信すべき情報を、必要に応じて市民をはじめとする利害関係者に伝えると同時に必要な啓発に努め、環境問題に対する地域全体の意識向上を目指します。

この環境方針は、全職員に周知するとともに、広く一般に公表します。

2014年6月19日

海老名市長 内野 優

● 契約事業に関する環境要素

海老名市の契約事業における環境要素は以下の環境要素一覧表のとおりである。

これらの環境要素は、生活環境並びに地球環境の保全及び向上を図るためにかかすことのできないものである。

環境要素一覧表

大分類	中分類	小分類
1 地域の自然環境	(1) 緑	①自然林、草原など面的な広がりを持つ緑
		②堤防、土手、法面、並木などの樹林帯又は草原など線的な連続性を持つ緑
	(2) 水 辺	河川や水路などとその堤敷及びそれに依拠する生態系
	(3) 動植物	現にその土地に生息するか、又は最近まで生息していた動植物
2 地球環境	(1) 資 源	①石油類・金属等の鉱物資源
		②木材等の森林資源
	(2) 大 気	①自動車の排気ガス、ごみ焼却施設からのダイオキシン等による汚染を考慮すべき地域的な大気汚染
		②公園、屋外体育施設などの砂塵による迷惑を考慮すべき地域的な大気汚染
		③フロンガス、二酸化炭素等の放出による影響を考慮すべき地球規模の大気環境
	(3) 水 質	①庁舎、公園、屋外体育施設、駐車場などの施設からの排水の影響を受ける水系
		②土地の改変等による濁水等の影響を受ける水系
		③契約業務実施により影響を受ける地下水
	(4) 土 壤	畑、水田、砂利道等のほか舗装されていない剥き出しの地面
	(5) 廃棄物	①一般廃棄物
②産業廃棄物		
③リサイクルできる排出物		

環境要素一覧表

(2 / 2)

大分類	中分類	小分類
3 生活環境	(1) 騒音	①業務実施に伴う作業機械の稼動による騒音
		②業務実施に伴う車両走行による騒音
		③公園、競技場等屋外体育施設での騒音
		④施設の空調機等電気・機械設備の騒音
	(2) 振動	①業務実施に伴う作業機械の稼動による振動
		②業務実施に伴う車両走行による振動
		③施設の空調機等電気・機械設備の振動
	(3) 悪臭	施設等から排出される廃棄物等の悪臭
	(4) 人の健康	①公園、競技場等屋外体育施設での健康増進、体力の向上
		②薬剤等の使用による人への影響
		③事業活動によって生じる人への影響
	(5) 地域生活環境	公園、競技場等屋外体育施設又は他の施設等の夜間照明により影響を受ける周辺住民の生活環境

● 「計画・実施」時に配慮する事項

1 7. 物品購入

	配 慮 す る 事 項	環 境 要 素
1	購入物品の納品に伴い排出される廃棄物は、適正に処理する。	2-(5)-①・③
2	購入物品納品時の運搬車両の台数制限に努める。	2-(1)-① 2-(2)-① 3-(1)-② 3-(2)-②
3	購入する物品については、海老名市グリーン購入基本方針に沿って商品の選定に努める。	1-(1)-① 1-(2)・(3) 2-(1)-①・② 2-(2)-①
4	物品の納品等に使用する車両は、環境に配慮した車両の使用に努める。 (例：電気自動車、ハイブリッドカー、低排出ガス車等の使用)	2-(1)-① 2-(2)-① 3-(1)-② 3-(2)-②
5	購入物品の納品回数を少なくするようにする。	1-(1)-① 2-(1)-①・② 2-(2)-①
6	製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮することに努める。	1-(1)-① 2-(1)-② 2-(5)-①

防災行政無線（同報系）更新工事基本設計業務委託 内訳書

項 目	単価	数量	単位	金額	備 考
直接人件費		1	式		
直接経費		1	式		
その他原価		1	式		
一般管理費		1	式		
		小 計			
		消費税(10%)			
		合 計			

履行実績等調書

認定番号 _____

商号又は名称 _____

入札案件名	(契約番号)
履行実績等の要件※ 入札案件概要書「その他の要件」欄コピー	

○履行実績の概要

契約件名		
発注者		
契約金額		
履行期間		
業務内容ほか		
添付書類 ※入札案件概要書で指定する書類のほか、添付する書類を記載	<input type="checkbox"/> 契約書の写し	枚
	<input type="checkbox"/>	枚
	<input type="checkbox"/>	枚

※実績等の記載内容を証明できる書類の写しを添付すること。

※添付書類は、上記記載の順に次ページ以降に添付してください。

※条件に該当する箇所を、明示してください。（コメントの付加、マーカー表示など）

担当者様 _____ 連絡先 _____